

表彰



平成27年度消費者支援功労者表彰内閣府特命担当大臣表彰受賞

中野三千代さん（NPO法人東京都地域婦人団体連盟理事、羽村市婦人会会長）が、5月26日に内閣府で開催された平成27年度消費者支援功労者表彰式において、内閣府特命担当大臣表彰を受賞されました。

この表彰は、消費者支援活動に極めて顕著な功績のあった個人などに対して、政府が消費者利益の擁護および増進を図る目的で実施しているものです。

今回の受賞は、中野さんの長年にわたる羽村市消費生活センターなどでの活動が認められたものです。

◎問合せ 消費生活センター
☎ 5555-1111 (内) 641

選任



固定資産評価審査委員会委員選任

6月議会定例会で同意を得て、内田憲一さん（立川市在住）が羽村市固定資産評価審査委員会委員に選任されました。内田さんは今回で5期目となります。

▼任期 7月1日～平成30年6月30日

◎問合せ 総務課総務係(内) 332

暮らし



アスベストを含有する建材を使用した建築物等の解体等工事にかかる届出の変更

アスベスト（石綿）を含有する建築物の解体などをするときは、石綿の飛散による健康被害を防止するため、大気汚染防止法や東京都環境確保条例で、作業の手順が定められています。今回、法令の改正によりこの手順が変更されました。

主な変更点

■解体等工事の発注者・自主施工者は、石綿使用の有無について事前に調査し、発注者は発注者に調査結果を説明するとともに受注者、自主施工者ともに、調査結果を公衆の見やすい位置に掲示する

■作業の事前届出が、工事施工者から工事の発注者に変更
■工事施工者は、石綿の飛散状況を監視し結果を3年間保存する

▼届出窓口 延べ面積2000㎡未満の建築物：羽村市環境保全課、2000㎡以上の建築物およびすべての工作物：東京都多摩環境事務所

◎問合せ 環境保全課環境保全係(内) 224

春の市内いっせい美化運動 収集量報告

5月24日(日)に行った春の市内いっせい美化運動で、燃やせるごみ4585kg、燃やせないごみ365kg、粗大ごみ211kg、合計5161kgを回収しました。

皆さんのご協力で、市内が

きれいになりました。ありがとうございました。

◎問合せ 生活環境課生活環境係(内) 204

子育て



特別児童扶養手当を支給しています

障害のある児童を扶養している父母または養育者に支給される手当です。

▼対象 市内在住で、次のいずれかの障害のある20歳未満の児童を扶養している父母または養育者

- ①身体障害者手帳1・2・3級程度の障害
- ②愛の手帳1・2・3度程度の障害
- ③①②と同程度の疾病もしくは身体または精神障害

支給額（月額） 1級：5万1000円、2級：3万4030円／支給制限 次のいずれかに該当するときは支給されません。

①父母または養育者およびその扶養義務者の所得が基準額以上のとき

②児童が施設に入所しているとき

③児童が障害を理由とする公的年金を受けているとき

※受給要件などにより、申請方法や必要書類が異なります。詳しくは、問い合わせください。

◎問合せ 子育て支援課支援係(内) 236

児童手当・児童育成手当 現況届の提出を忘れずに

6月に、児童手当・児童育成手当を受給している方へ届出用紙を送付しました。現況届を提出していないと、資格継続の審査ができないため、手当の支給ができません。まだ提出していない方は、至急提出してください。（土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時）

◎問合せ 子育て支援課支援係(内) 236



里帰りなどの妊婦健康診査費用の一部を助成します

里帰りによる都外の医療機関または、助産所での妊婦健康費用の一部を助成します。

▼助成額 市規定額内／申請期間 出産の日から1年以内

①申請方法・問合せ 「都外の医療機関または助産所健診時の領収書・母子健康手帳・未使用の受診票・印鑑・振込先が確認できるもの(本人名義の通帳)」を持参し、直接保健センターへ ☎5555-1111 (内)623 (土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時)

子育て世帯臨時特例給付金申請書の提出を

6月に、申請書(児童手当現況届と一体型)を送付しました。平成26年中の所得が児童手当の所得制限額を超過していなければ、手当の支給対象となります。申請書をまだ提出していない方は、至急子育て支援課窓口へ提出してください(土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時)。郵送でも受け付けます。

①問合せ 子育て支援課 係(内)235

保険・年金

介護保険負担割合証を送付します

平成27年8月から65歳以上の「一定以上所得者(*)」は介護保険サービスを利用するときの自己負担が現行の1割から2割に変更となります(65歳未満の方は1割負担のままです)。

それに伴い、要支援・要介護認定を受けた方全員に負担割合(1割または2割)が記載された「介護保険負担割合証」を7月中旬に送付します。

介護保険負担割合証は、介護保険サービスを受けるときに自己負担割合を示す証明書となります。介護サービスを利用する時に介護保険被保険者証(水色の保険証)と一緒に提示してください。

有効期間は、8月1日から翌年の7月31日までとなり、毎年更新されます。
(*)「一定以上所得者」とは、

本人の合計所得金額が160万円以上の方です(単身で年金収入のみの場合、年収280万円以上)。ただし、年金収入とそのほかの合計所得金額の合計が、単身世帯で280万円未満、65歳以上(第1号被保険者)の方が2人以上いる世帯で346万円未満の方は1割負担のままとなります。

新しい受給者証の有効期間は、8月1日(土)から平成28年7月31日(日)までです(平成28年7月31日までの間に75歳になる方は、75歳になる日の前日まで)。

これから70歳になる方には、誕生月の翌月(誕生日が1日の方は誕生月)から使える受給者証を、誕生月の末日(誕生日が1日の方は前月の末)までに送付します。



国民健康保険高齢受給者証の更新

現在の国民健康保険高齢受給者証は、平成27年7月31日(金)が有効期限です。対象の方へは、7月中旬に新しい受給者証を送付します。

平成26年度から70～74歳の方(後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害があると認定された方を除く)の自己負担割合が変わりました。

- 現役並み所得者以外 昭和19年4月1日以前生まれの方：1割、昭和19年4月2日以降生まれの方：2割
- 現役並み所得者(※) 3割

※現役並み所得者：住民税課税所得(調整控除が適用される場合は控除後の金額)が145万円以上の70～74歳の国民健康保険被保険者

①問合せ 市民課保険係(内)125

有料広告

医療法人社団天陽会 **内科** 小児科・特定健診
柳田医院 日本糖尿病学会 糖尿病専門医
 羽村市羽中 2-11-53 ※羽村市中央館近く
 ○診療時間 午前 8:30 ~ 12:30 午後 15:00 ~ 19:00 ※土曜日は ~ 13:00
 ○休診日 日曜日・祝日
 駐車場 ゆとりの 20台
 ☎042-555-1800
 ●友の会あります ●羽村 糖尿 検索

広告掲載募集中

「広報はむら」に広告を掲載して、企業・事業所・商店などをPRしませんか。申込みは、広告の掲載を希望する月の前々月の15日までです。

※詳しくは、市公式サイトをご覧ください。お問い合わせください。

問合せ 広報広聴課広報係 (内)339